

○特許庁告示第十六号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社技術トランスファースサービスから、登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十三日

特許庁長官 伊藤 仁

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第4号(3)	株式会社技術トランスファースサービス	東京オフィス
第11号(2)		東京都港区赤坂一丁目12番32号
第13号(2)		大阪オフィス
第24号(1)		大阪府大阪市北区大深町3番1号
第29号(1)		
第39号		
第50号		

○国土交通省告示第八百五十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の二第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の認可をしたので、第七十一条の三第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年七月十三日

国土交通大臣 太田 昭宏

- 一 施行者の名称 独立行政法人都市再生機構
- 二 事業施行期間 平成二十七年七月十三日から平成三十六年三月三十一日まで
- 三 施行地区 東京都中野区中野三丁目、中野四丁目の各一部
- 四 土地区画整理事業の名称 東京都計画土地区画整理事業中野三丁目土地区画整理事業
- 五 事務所の所在地 東京都新宿区西新宿六丁目五番一号
- 六 施行規程及び事業計画の認可の年月日 平成二十七年七月十三日

○東北地方整備局告示第二百二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十三日

東北地方整備局長 縄田 正

- (一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 四十五号
(三) 道路の区域

区 間	変更前	後 別	敷 地 の 幅 員	延 長
-----	-----	-----	-----------	-----

大船渡市三陸町吉浜字中井一二五番二から同市三陸町吉浜字上野一六番二まで

(四) 図面縦覧場所 東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十三日

東北地方整備局長 縄田 正

路線名 供 用 開 始 の 区 間 図面縦覧場所
四十五号 大船渡市三陸町吉浜字中井一二五番二から同市三陸町吉浜字上野一六番二まで（ただし、関係図面に表示する部 陸国道事務所 分のみ）

○東北地方整備局告示第百三十一号

供用開始の期日 平成二十七年七月十三日
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年七月十三日

東北地方整備局長 縄田 正

- (一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 十三号
(三) 道路の区域

区 間	変更前	後 別	敷 地 の 幅 員	延 長
-----	-----	-----	-----------	-----

湯沢市上院内字雄勝山三番四二から同市上院内字雄勝山三番四〇まで

(四) 図面縦覧場所 東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月十三日

東北地方整備局長 縄田 正

- 一 施行者の名称 福島県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県南都市計画道路事業 三・五・百六号白河駅白坂線
- 三 事業施行期間 自平成二十七年七月十三日至平成三十二年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 福島県白河市手代町、袋町及び向新蔵地内
使用の部分 福島県白河市手代町、袋町及び向新蔵地内

○関東地方整備局告示第二百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、都市計画道路事業の施行について次のとおり告示する。

平成二十七年七月十三日

関東地方整備局長 越智 繁雄

- 一 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画道路事業 都市高速道路外郭環状線
- 二 施行者の名称 国土交通大臣、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社
- 三 事務所の所在地

東京都世田谷区用賀四丁目五番一六号TEビル七階（関東地方整備局東京外かく環状国道事務所）
東京都練馬区高野台四丁目番二三号（東日本高速道路株式会社関東支社東京外環工事事務所）
東京都目黒区大橋一丁目五番一号クロスエタワー七階（中日本高速道路株式会社東京支社東京工事事務所）

四 事業地の所在

取用の部分 変更なし

使用の部分 平成二十六年国土交通省告示第百九十五号の事業地のうち東京都世田谷区喜多見八丁目並びに成城三丁目及び四丁目並びに北烏山五丁目及び七丁目並びに同都調布市東つじヶ丘一丁目及び二丁目並びに若葉町一丁目並びに仙川町二丁目並びに同都三鷹市中原一丁目並びに北野二丁目並びに牟礼一丁目及び二丁目並びに井の頭一丁目並びに同都練馬区上石神井三丁目及び四丁目並びに石神井台二丁目地内において事業地を変更する。